

●香川県告示第101号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成19年3月20日から施行する。
平成19年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。					1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。				
(1) 道路					(1) 道路				
名称	指定区間	市街地区間			名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点			地域	始点	終点
1～14 略					1～14 略				
15 県道丸 亀詫間豊 浜線	略	略			15 県道丸 亀詫間豊 浜線	略	略		
		仲多度郡 多度津町	略				三豊市	仁尾小学 校西側	<u>仁尾町仁 尾字北内 市道仁尾 中央線と の交点</u>
		観音寺市		略					
16～54 略					16～54 略				
55 多度津 町道1号 線	略				55 多度津 町道1号 線	略			
56 三豊市 道仁尾中 央線	<u>三豊市仁尾町仁 尾字北内県道丸 亀詫間豊浜線と の交点から同市 仁尾町仁尾字南 草木内県道丸亀 詫間豊浜線との 交点に至る区間</u>	三豊市	仁尾町仁 尾字北内 県道丸亀 詫間豊浜 線との交 点	新開橋					

(2) 鉄道 略

2・3 略

(2) 鉄道 略

2・3 略